

經濟論叢

第七十八卷 第四號

ヒルファ—ディングの帝國主義論(一)…………… 静 田 均 (1)

イギリス海運業形成過程の基本的特質…………… 山 田 浩 之 (18)

ソヴェト國民經濟バランス論の史的考察…………… 鎌 田 武 治 (36)

社会政策・社会事業(書評)…………… 與 田 桓 (55)

[昭和三十一年十月]

京 都 大 學 經 濟 學 會

社会政策・社会事業

——孝橋正一氏著「社会事業の基本問題」をめぐって——

與 田 征

は し が き

社会政策、就中その發展——顯落形態としての社会保障制度を考察する場合、社会事業の本質——論理構造やそれと社会政策との連関を、どうしても先づ明らかにしておかなければならない。従来、社会事業の本質についての科学的分析は、社会事業の実務家は勿論のこと、その理論家——社会事業学者によっても殆んどなされることはなく、僅かに少数の社会政策学者によつてそれへの接近が企てられたにすぎない。^(註)

(註) 例えば、風早八十二氏「社会事業と社会政策」

大河内一男氏「我国に於ける社会事業の現在及び将来」

孝橋正一氏著「社会事業の基本問題」は、従来の通俗的社会事業論を鋭く批判しそれを科学的水準に引上げた点において、

社会政策・社会事業

そしてその問題意識の適確な点において、正に凡百の類書を抜く劃期的労作と云つてもよいであろう。以下この著作を中心にして私の素朴な疑問を述べることにより、社会事業の核心、從つてまた社会政策のそれへの接近を試みてみようと思う。

この「基本問題」は序説と十二の章から成っているが、理論的に特に興味があるのは、序説と最初の五章、就中第一章の社会的諸問題の分析と第二章の社会政策の補充性であるから、私の小論もこれらの諸章を中心に進められる。

一、慈善と社会事業

孝橋氏は序説と第三章において、先づ社会事業に関する認識の混乱を指摘し、その混乱の根拠を社会事業の歴史的・社会的性格の忘却にあると断ぜられる。「社会事業の基本問題」五六

一六一頁)そして社会事業は単なる慈善とは質的に異つたものであり、救済的現象が「慈善」から「社会」事業に転化したためには歴史法則の規定する歴史的・社会的根拠がなければならぬ。管だという立場を強調し、イギリスの歴史に依拠しつつこの転化の過程を次の如く述べられる。

「産業革命の進展と産業資本の飛躍的發展は、それに比例する貧窮の増大的な堆積をもたらししたが、資本—企業家は社会的諸問題に対する国家の干渉を拒否するかわりに、莫大な利潤をさいて、みずからその一部を教会や慈善施設に寄附する道を選んだ。一九世紀中葉前後の頃には、このようにして慈善的に乱立した慈善施設は、無政府の混乱の状態におかれていた。そこで慈善の重複・偏在などを調整・組織化するために、いわゆる慈善組織化協会運動がロンドンにおこされ、……慈善はいままでの恣意的・非組織的ないし非合理的な形態や方法から、しだいに計画的および合理的なそれへと發展して行つた。ひとごととはそこに私的社會事業の出發をみようとしてゐるし、私もまたそのように理解している」(一六二頁)

社会制度や時代を超越した救済活動一般を「社会事業」と呼ぶことを暖拒しつつ、氏は資本主義社会における救済活動のみを「社会事業」と呼ばれる。然しながら、資本主義社会においては何故「慈善」が「社会事業」に転化されねばならないかと

いうことについての体系的分析は見受けられず、ただ資本主義の發展は貧窮の増大をもたらし今迄のような慈善的対応では処理出来なくなつて次第に計画的・合理的な慈善に發展したと云われるのみである。これでは氏自身最も排斥せられる「社会事業は慈善の組織化・計画化である」という理論に墮する危険無しとしない。ここで重要なことは只単に現象的推移の跡をたどることではなくて、資本主義機構の産物たる貧窮の増大が何故「救済の論理と実践が基本的な転化を要求」するに至つたかというところ、並びに何故そこで「要求された慈善の再編成は……慈善の自己否定でなければならぬ」になつたのであるかを論理的に分析することではなければならない。氏はこれらを分析することなく、資本主義の發展の結果たる貧窮の増大について述べられるのみである。そして、慈善と社会事業との区別を「歴史的・社会的な背景・地盤やそこから生れてくる意識の相違」に求められる。(一六八頁)

二、社会事業と社会政策との相違

孝樺氏は社会的諸問題を、「社会の基礎的・本質的課題」と「社会における關係的・派生的課題」の二つに分析し、これらに対応する社会の方策を夫々社会政策、社会事業とされるのであるが、この区分は必ずしも明確ではない。

(註) 「社会の基礎的・本質的課題」と云うのは、「資本主義的生産関係の機構的・構造的矛盾から、基本的・直接的にあたえられ、それを社会的人間がみずからの上に体现している場合であつて、それはこの社会制度がもたらす社会的困難の集中的・典型的表現として把握されるものである。」(二二頁)

「社会における関係的・派生的課題」とは「第一の場合におけるように、社会を自身について問題が提起されているのではなくて、社会がそのような機構的・構造的性質をもつて特徴づけられ、基本的・集中的に社会問題をよびさますところから、それに重ねて、そしてそれに関連しあるいはそのことの結果として、関係的に派生してきて、それが社会的人間の典型としての労働者にその担いてを見出すところの第二次的な社会的困難」である。(二四頁)

そしてこの区分の不明確さは、孝橋氏自身も認めておられる。例えば、社会保険制度についての氏の所論をみてみよう。

「社会保険制度は、もともと……社会政策的措置として要請せられ登場してきたものであるといえよう。ところですでに労働能力を消耗しつくした老令者や廢疾者や死亡者の遺族などは、すでに社会の基礎的・本質的課題の体现者としての社会的地位から遠ざかっているので、これらのものに対して

社会保険による給付を行うことは、ある意味ではまったく社会の空費であるともみることができるであらう。したがってこれらの人々に対しては、社会事業の領域で、社会における関係的・派生的課題の担い手として、その生活上の基本的な社会的必要の充足方法を講ずることだけが課題としてのこされるであらう。……しかしながら、資本制社会が機構的・構造的に要請するその基本的な生産力としての労働力―労働者とその再生産を確保しようとするなら、当然におそいかるこのような事態をつつんで成立することのできているものであるという立前からは、それはけつして社会の空費とのみは断定することが出来ないであらう。むしろこれらの人々を社会保険の対象にくりいれることによって、社会目的が窮極的に達成されるという観点からは、どこまでも社会政策の対象でなければならぬであらう。」(五七頁)

見られる如く、ここでは老令年金(保険)や廢疾年金(保険)等の社会保険が、ある観点からは社会事業であり、他の観点からは社会政策であるとされている。即ち社会の基礎的・本質的課題といふ社会における関係的・派生的課題といふ、ここでは社会事業と社会政策とを区別する何らの決定的要因とはならない。(註)

(註) 更に孝橋氏の如く社会的問題の二分類に従つて社会事

業と社会政策を区別すると次の如不き合理的な事態が生ずる。即ち賃金——社会の基本的課題——の不足分に対する補助金支給（スビーナムランド・システムの如き）も社会政策ということになり、又失業問題を社会の基本的課題と考えるならば、失業保険制度を欠いている場合にその代替物として登場する失業救済事業は社会政策と云わざるをえない破目に陥入ることとなる。

孝橋氏は何故このように区別の基準となり得ないものを導入してわざわざ混乱に陥入られたのであろうか。

もともと孝橋氏は、大河内一男氏や竹中勝男氏が社会事業と社会政策との区別をその「対象の種類の相異」に求めておられるのを批判することによって、その社会事業論を展開してこられたのである。そしてこの区別は、「その対象がだきしめている課題の内容の相違、あるいはその対象にむけられる認識の視点の相異」に求めるべきだとして、前述の如く社会的諸問題を基本的なものと派生的なものとの二つに分類し前者に対応する社会的方策を社会政策、後者に対応する社会的方策を社会事業とされたのである。この場合、何が基本的問題であり何が派生的問題であるかは、当然「その対象にむけられる認識の視点の相異」（傍点引用者）によって区別せられることとなる。而もこの「認識の視点」とは、その実、孝橋氏の批判の対象となつて

いる大河内氏その人の生産力説的社会政策論に外ならないことは、前掲引用文をみただけでも明瞭である。^(註)

(註) 職業紹介制度についての叙述は、孝橋氏の社会政策論を最も端的に示している。「それ（職業紹介制度——引用者）が同時に、産業のための労働力の需給に配置の調整や労働市場の操作を行う」という段階や視点においてはむしろ社会政策的機能をはたしているものとみななければならぬであらう。」（傍点引用者）（五六頁）

では、社会保険はどう考えるべきであるか。労働者は労働力の再生産に要する費用を賃金として受取るのであるが、周知の如く、この労働力の価値の中には家族の養育費や文化費等々が含まれるのであるが、更に労働者は、失業期間中或いは退職（老令による退職）と廢疾による退職とを問わず、後も、就労中と同様に生活を営み続けねばならないのだから、これらの期間中の生活費も当然労働力の価値内容形成するものであると見なければならぬ。事実、十九世紀におけるイギリスの熟練労働者は、自己の賃金から（組合の共済手当という形を通して）これらの諸費用を賄い得たのである。然るに、特に独占段階以降の資本主義の發展は労働者階級の相対的・絶対的窮乏化をもたらし、次第にこのことを困難ならしめるに至ったのである。そこでこの不足分を補うものとして生れてきたのがこれら

の社会保険である。即ち社会保険による給付は、本来的には労働力の価値——賃金の一部分を構成するものである。換言すれば、これらの社会保険による給付は、直接労働諸条件に係り合うものであり、只その給付が時間的に将来に引きのばされたものにすぎない。このような観点から、我々は前記の如き社会保険を社会政策の一形態であると見做すのである。このように、失業保険であろうと老令年金であろうと、理論的には全く同様に考えるべきである。

孝橋氏の如く社会事業と社会政策との区別を「認識の視点の相異」——「社会の空費」であるか否かとか、「産業のための労働力の需給」配置の調整や労働市場の操作」を果すか否かというような——に求めるならば、失業保険の如き社会政策さへも、或観点からは社会事業と見做さざるをえないこととなる。

要するに孝橋氏は、社会事業の本質についての大河内氏らの見解の克服を目指して、社会事業と社会政策との区別を「その対象がだきしめている課題の内容の相異」に求めるという正しい出発点にも拘らず、その「課題の内容の相異」を社会的諸問題の二分類という極めて曖昧な概念に対応させ、その実、生産力説的社会政策論に最後の廻り所を求められたために、氏の意図とは反対に、大河内氏の社会事業論よりも却って論理的混乱

に陥込んでしまわれたのである。大河内氏の社会事業論を克服する道は、その社会政策論を全面的に踏み越える以外にはありえないのである。

三、大河内氏における社会事業と社会政策との相違

孝橋氏の批判の対象となった大河内一男氏は、その生産力説的社会政策論の立場の当然の帰結として、社会政策と社会事業との相異をその対象の相異に求められる。

「社会政策が、国民経済に於ける生産者としての資格に於ける要救護性（或は要保護性）にその課題を見出すのに對して、……（社会事業に）於ける要救護性は、生産者たる資格との聯関に於て問題とされるのでなく、それ以外の資格に於て採り上げられるのである。……このように社会事業の場合に於ける要救護性は、資本制経済との優れた意味での聯繋を斷たれ、社会的分業の一環たることを止めた場合に於ける経済的、保健的、教育的等の要救護性であり、この意味でそれは資本制経済の再生産の機構から一応脱落した謂わば経済秩序外的存在だと云うことが出来るであらう。」（『我國に於る社会事業の現在及び将来』《社会政策の基本問題・増訂版》所収。四三五—六頁）

右の大河内氏の社会事業論——就中その後半の部分——が、現実の社会事業の動きを完全に説明しえないこと——経済秩序内の現役労働者も近年益々社会事業の対象に入り込んできているという事実——は、誠に孝橋氏が批判される通りである。(一〇三—五頁) 然し或意味では大河内氏の論理は誠に整然としており、社会政策は生産者としての資格における要救護性とその課題を見出すのに対し、社会事業の要救護性は生産者としてではなくそれ以外の資格において採り上げられるのであると云われる前半の叙述部分の中に、我々は社会政策・社会事業についての正しい理解の糸口を見出すことが出来る。

ところで社会事業の要救護性は生産者としてではなく「それ以外の資格において」採り上げられるのであると云う場合、「経済秩序外的存在」とともに「生産者としての」労働者もまた社会事業の対象にくり入れられることを否定する論理的必然性は生れて来ない筈である。然るに大河内氏は折角この正しい命題から出発されながら、それを詳説する過程において、前掲引用文に見られる如く、「社会事業の場合に於ける要救護性は、……資本制経済の再生産の機構から一応脱落した謂わば経済秩序外的存在だと云うことが出来るであろう」として、孝橋氏の手厳しい批判を受けられることになったのである。

我々はここで、大河内氏が社会事業についての正しい理解か

ら出発されながらなぞ誤った命題を導き出されねばならなかったかを検討してみなければならぬ。周知の如く大河内氏は、社会政策を総資本の合理的配慮として理解される。^(註)

(註) 大河内氏の社会政策論の基本的論理を極めて図式的に示せば次の如くなる。

(1) 個別資本は労働力に対して濫奪的である。「個別資本の立場からすれば、労働者の生命を無視してその『労働力』を極度に急速に転換すればするほど、即ち『労働力』がその平準的程度を超えて磨滅の度を速めるに依じて、資本の蓄積は益々早められ大となるであろう」(社会政策の基本問題・増訂版一〇五頁)

(2) ところで個別資本の立場からは合理的と思われる得た「労働力」の継続的磨滅は、ひと度我々が社会的総資本の視野乃至経済の總体的循環の立場に立つ時、それは極めて非合理的なものであるということが直ちに明らかになる。従って労働力が全体として非合理的取扱いの対象となることは、若しそれが、永い間続けば、当該経済社会そのものの成立の基礎を脅かし、その循環を不可能ならしめる。
(前掲書一〇五—五頁)。

(3) かくて資本制経済が順当な発展を遂げるためには、総資本の立場からは、生産要素としての「労働力」が確保・

保全せられねばならず、ここに社会政策は経済社会の「外から」与えられるものではなく、資本制産業そのものの成立並びに発展の基本的条件として内在的必然性をもっていると言ふことが出来る。このような意味で社会政策はまさに「鉄の如き堅固不動の自然律」として把えられうる。

(前掲書・九七—一八、一〇七、一一〇—一一一頁。一七三、二六五、二七四、社会政策の経済理論、一三、二九、三一、四一—七頁)

(4) 右の如く社会政策は経済社会の内在的必然性として生ずるものであり、それは総資本の合理的配処に外ならないものであるから「階級斗争」はただそれを実現し発展せしめる一契機たるにすぎない。(前掲書一三八—一四四、二八一—七頁。社会政策の経済理論一二九—一三七頁)

大河内氏の社会政策論における重要な論理構造の一つは、(註)の(3)で述べた如く、資本制経済が、その順当な循環・発展を遂げるためには「労働力」の合理的保全がその前提とならねばならぬということである。

(註)『労働力』に対する非合理的取扱いが資本制的合理主義の精神と合致せざるものであることは、恰も農業に於ける濫耕、林業に於ける濫伐が合理的経営ではないのと同様であり、また『労働力』の保全が合理的であるのは、機械

に対する絶えざる掃除や注油が合理的工場経営の精神に合致するものであるのと同様である。」(社会政策の基本問題・増訂版一一一頁)

之を裏返して云えば、労働者の生活上の諸種の不充足に対応する社会的方策は、資本制経済発展の当然の前提として保障せられるべきである、即ち典型的な資本主義社会においては、労働力の保全は「自然律」として行われる筈であるということである。このような論理から導び出される当然の帰結は、生産者即ち労働者としての資格に於ける要救護性は社会政策という社会的方策で十分であるということである。(現実の社会政策がこの目的を果しえないのは、それがそのあるべき姿から逸脱しておるからであり、従ってそのギャップは理論的にはあくまでも社会政策をあるべき水準まで引上げることによってなされるべきである)従って生産者たる資格を担う労働者は社会事業の対象ではなく、その対象は「資本制経済の再生産の機構から一応脱落した謂わば経済秩序的な存在」であるということになる。

以上我々は、大河内氏が何故社会事業の対象を「再生産の機構から一応脱落した謂わば経済秩序的な存在」に求め再生産機構の中に位する経済的存在としての労働者をその対象から追いつ出されるに至ったかを氏の社会政策論を吟味しながら検討してきた。

四、社会事業の補充性——

社会政策と社会事業との関係

前述の如く、孝橋氏は社会的問題を二つに分類しその各々に対応する社会的方策を社会政策・社会事業とされたのであるが、然らば、この両者は孝橋氏にあってどのように関連づけられているのであろうか。

「社会的諸問題の醸成と増大、労働者階級の貧窮と失業、階級対立の激化は、国家に社会改良主義的政策をせまる条件と契機を与え」たのであるが、社会政策ははその限界性のために、「労働力の価値収奪をある程度緩和する機能をたすであろうが、それを十分に貫徹してゆくことがゆるされない事情のもとにおかれている」。かかる事情のために、社会事業という社会的対応が社会政策に重ねて要請され（四八—五〇頁）、「国家は、社会政策の推進と発展のみならず、……社会事業の政策化へその歩みを進めるに至るのである」（一三一頁）

要するに孝橋氏は、資本主義の発展がもたらす一般的窮乏化を基底として社会政策の限界性から直接、その補充としての社会事業の必然性を導き出しておられるにすぎない。一般的窮乏化の進行や社会政策の限界性が社会事業発展の前提的基盤を提供することは事実である。然しこの基盤が一般的に存在すると

いうこととその基盤の上に社会事実が何故発展せざるをえないかということとは一応別個の問題である。そしてこの後者の必然性こそ重要な問題でなければならず、これを解明せずしては我々が社会事業に対して採るべき態度も生れてこないであろう。

勿論、孝橋氏自身このことを意識しておられない筈はない。さればこそ次の如く述べられる。

「国家がこのような態度を表明するにいたるまでには、労働者政党および労働組合の社会運動による組織的圧力が増大しており、もはや国家権力をもって単純に封殺・抑圧することとはできないのみならず賢明でもないというまでに社会的勢力と実力とをそなえていて、社会政策からすすんで社会事業の領域にいたるまで、社会的方策施設の具体的実現をせまるといふ事情が因縁的に存在していることをわすれるべきではない。」（一三一頁）

このように階級闘争を持ちこむことによって孝橋氏の論理は果して救われるのであろうか。氏にとって必要なことは、階級闘争ということばを無媒介的に挿入することではなく、社会政策と社会事業と階級闘争との関連を、より論理的に究明することではない。

我々は社会政策の代替物としての社会事業については、氏の

理論により容易にその必然性を見出しうる。というのは労働者階級の闘争に対する譲歩として本来ならば当然社会政策という形態をとって結実すべきものが、種々の事情——国家権力の構造、資本主義の特殊性、労働者階級の組織的運動の特殊性等々——のために社会事業という誤魔化しの形態として生れたものであると考えることが出来るからである。

然るに孝橋氏によれば、このような社会政策への代替物としての社会事業はその本来的姿ではなく、社会事実の本質は社会政策への補充という点にある。この社会政策への補充としての社会事業は階級闘争とどのように係わり合うのか我々には理解出来ない。

我々も社会政策の「限界性」を認めるのであるが、この限界のために生ずる労働者階級の社会的必要の不充足が、何故社会政策の充実という形をとらずに社会事業という形で「補充」せられるのであるうか。労働者階級を含む国民大衆の社会的必要の不充足を「補充」すべき謂はば社会的基金は何故社会政策という形をとらずに社会事業という形を探らざるをえないのであるか。孝橋氏の論理からはこの必然性は解明出来ない。そしてこの理論的不明確さは氏の社会政策に対する理解の不充分さに根ざしている。ここで重要なことは、社会政策を、社会の基礎的・本質的課題に対応する社会的方策というようなものとして

ではなく、それが直接労資関係に関連するものとして把握することである。社会政策を「国家の行う資本家による労働力の価値収奪に対する抑制・緩和策」（岸本英太郎氏「社会政策論の根本問題」増訂版・序文、傍点引用者）とすれば、社会政策の発展・充実はその限りでは、資本家の利潤を減少せしめることとなる。このように資本は社会政策の拡充発展によって直接的負担を感ずるために、その発展に対しては頑強に抵抗するわけである。それ故資本は、社会政策という形で失費を伴う譲歩をするよりも、その負担を国家その他の機関に転嫁する道を選ぶこととなり、ここに社会事業が発生する。而もこの負担を国家に転嫁する場合にはその経費は国民の税金で賄われ、租税の大部分は国民大衆より賄い上げられるのであるから、結局社会事業の経費は国民大衆——労働者階級——の負担に外ならないということができる。

社会政策と社会事業との関連を論ずる場合には、このように、その対応の形態を無視することは重大な誤りと言わざるをえないであろう。

なお、社会的諸問題の分析（基本的課題と派生的課題との二分類）と社会事業の補充性の強調とは孝橋氏の「基本問題」の中でも最も重要な理論的基礎を形成しているのであるが、この両者が明らかに矛盾する概念であることは第二章の（註）

五七—八頁で指摘したところからも直ちに理解せられうる筈である。

次に社会事業と社会政策との関連を大河内氏がどのように理解しておられるかを、検討してみよう。

労働力に対する総資本の合理的保全を以て社会政策とされる大河内氏は、社会事業に対しても生産力説的理解を示しておられる。

「……社会事業はその要救護性を処理することによって、対象をはじめて社会政策的要救護性たらしめるのであり、経済秩序的な存在を経済的存在たらしめるものである。それは、例えば貧民を貧民として救済することを目的とするものではなく、貧民をば産業上の「人的資源」乃至生産要素たらしめ、かくして、貧民としての要救護性を生産人としての社会政策的要救護性に切り換えてゆくところにその特質を持っている。」(基本問題四三八頁)

かくて、社会事業は社会政策と同一の論理的構造をもつこととなり、ただその働く部面が異なるのみとなる。^(註)

(註) 大河内氏はこのことを「社会事業は社会政策の周囲に働き、社会政策の以前と以後にその場所を持つもの」と言うことが出来る。」と述べられている(大河内一男氏著「社会政策の基本問題」・増訂版四三七頁)。そしてこの表現は

竹中勝男氏をいたく感心させた。(竹中勝男氏著「社会福祉研究一四五頁」)。大河内氏の理論をより精密巧妙に展開したのが竹中氏の社会事業論、就中その氷山論——社会政策は氷山の水面より上の部分であり、社会事業はその基底部分であるという考え方——である。(前掲書一八七—八頁)然し現実には絶えず龐大なる産業予備軍が存在している資本主義社会において、なぜ「貧民」までも「産業上の『人的資源』乃至生産要素」として救済せねばならないのかということについては、大河内氏は何も説明されていない。

更に又、大河内氏の所論が正当性を獲得するためには、社会事業による救済が貧民を「生産要素」にまで引上げるに足るほどに十分なものであること並びに「貧民」になる以前に何故社会政策によって救済されなかったか^(註)ということが証明せられねばならないであらう。

(註) このことは社会政策の限界から説明されるというのであれば、では何故それが社会事業という形態で救済されねばならないかという問題が生じ、李橋氏の場合と同様の批判を甘受せねばならぬこととなる。

ところが、大河内氏はまさにこれと反対のことを述べておられる。

「……資本制経済の上昇期に在っては、社会政策の……二

重の『限界』はただ潜在的にのみ存在して現実化するのではないであらう。この場合に社会事業は、従来の慈善事業的存在として、産業社会の後方に在って赤十字的任務を尽すか、せいぜい治安の意味に於て考慮せられ社会政策と併行して進展するであらう。これに反し、資本制経済が長期的な不況期に入ると……、社会政策に於ける『限界』は何れの意味に於ても急速度に表面化するであらう。この場合に社会政策は……停滞するか乃至は後退を余儀なくされるに至る。かくして生ずる……労働条件の悪化は、……社会事業活動の対象たる要救護性を増大せしめずには置かないであらう。」(社会政策の基本問題四三九頁)

用語の不明確さを問わないとすれば、私たちは右の大河内氏の叙述の中に、社会事業についての最も正確にして鋭い観察を見出すことが出来るであらう。ここでは明らかに社会政策への「代位」としての社会事業の性格が、そしてその「慈善事業的性格」が述べられている。私たちは社会事業から無理にその「代位性」や「慈善的性格」を分離する必要はなく、むしろそのようなものの中にこそ社会事業の本質を見るべきではなからうか。大河内氏はこの正しい観点を貫くべきであった。この視点からは社会事業は「貧民としての要救護性を生産人としての社会政策的要救護性に切り換えてゆくところにその特質を持っている

る」という論理が生れてくる筈はない。又社会事業と社会政策との相異をその対象の種類の相異に求めるという方法が生じてくる隙間も存在しない筈である。

五、むすび

第一章で見た如く、我々は「慈善」と峻別された「社会事業」発展の必然性について、孝橋氏からは理論的解明を与えられることは出来なかった。成程、資本主義の発展に伴う貧窮の一般化・深化は、社会政策の限界性のために、多くの国民大衆を要救済的狀態に陥し入れ、近代国家は——それが民主主義的政体を表徴すると否とに拘らず——彼らに対する何らかの社会的対応を迫られるのは事実である。然しこの社会的対応が何故「慈善」的要素を含まないものであるかという論理は如何にして生れてくるのであるか。我々はむしろこれらの社会的対応即ち社会事業には本来的に慈善的なものが含まれていると見るべきではなからうか。

とは云え、私も「慈善事業」と「社会事業」とを完全に同一視しようと思っているわけではない。例えば我が国の「生活保護法」をとってみよう。そこには明らかに、与える側における義務と与えられる側における権利というものが前提として横わっており、かような権利義務の基盤を欠き、上から文字通り一

方的慈善的に与えられる「慈善事業」とは明らかに質的に異っている。

然るに、この権利義務関係の一応の存在にも拘らず、「資産調査」に典型的にみられるように、我々は生活保護法における慈善的要素を看過するわけにはゆかない。社会政策の場合においてはその適用をうける対象は個々バラバラの労働者ではなく同結力をもつ階級としての労働者であるが、生活保護法の資産調査を受ける者は一人一人の個人である。従つてこの場合、特に財政的裏付けが貧弱な場合においては、その保護を一方的慈善的なものたらしめる契機を絶えず包含していると言わなければならない。そして社会事業経費の財政的切下げの危険は常時存在しているのが資本主義國家の実状ではないか。

このように権利義務関係の一応の承認にも拘らず、而も何時でも切下げうる可能性・危険性を含んでいるところに社会事業の特殊性があると云えるのではなからうか。

権利義務関係が一層の發展をとげ、一定の収入を確保出来ない事由が発生した場合に、白働的に法による経済的保護が与えられるというように、慈善的要素—可能性がそこから完全に払拭せられた場合には、それは最早社会事業ではなくて社会保障制度と呼ぶべきであらう。この意味で社会事業は社会保障制度に至る一つの過渡的形態であると呼ぶことが出来るのではな

からうか。

そしてこうような社会保障制度を押し進めてゆく力は基本的には労働者階級の統一的闘争力である。社会政策の發展—推進にも拘らず、資本主義の發展は労働者階級の窮乏化をもたらし、労働者階級は既得の社会政策的諸方策の拡充のみを以てしてはその社会生活上の不充足を補い得ず、全体としての生活を確保するために社会保障制度を求めて闘わざるをえず、階級的団結力の強化と階級政党の勢力の増大とはこのことを可能ならしめるに至るであらう。

(註) 社会政策による保護は個々の労働者を統一的・全生活的に保護するものではなく、問題の諸条件を個々バラバラに取扱うにすぎない。かくて例えば労働時間の短縮は労働強度によつて相殺されるということになり、社会政策の存在—労働時間の短縮——にも拘らず労働者は新しい事慮—労働強化——のために生活上の不充足を感ずることとなる。